

保護預り約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p><b>(保護預り証券)</b></p> <p><b>第2条</b> 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等</u>は都合によりお預りしないことがあります。</p> <p><b>2・3</b> ( 現行どおり )</p> <p>( 削 除 )</p> <p><b>第13条～第16条</b> (条の繰上げ)</p> <p><b>(情報の確認及び資料の提出、取引の制限等)</b></p> <p><b>第17条</b> 当社は、お客様（法人のお客様の実質的支配者を含みます。）の職業・地位、事業の内容、国籍もしくは設立地国、取引目的、資産・収入の状況、資金源その他当社が必要と判断した事項（以下「お客様等情報」といいます。）又は具体的な取引の内容等に関して、期限を指定して各種確認や当社が信頼に足ると判断する資料の提出を依頼することがあります。また、お客様は、お客様等情報に変更があった場合又は変更が予定されている場合には、速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p><b>2</b> お客様から正当な理由なく前項の届け出がな</p>	<p><b>(保護預り証券)</b></p> <p><b>第2条</b> 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>都合により</u>お預りしないことがあります。</p> <p><b>2・3</b> ( 省 略 )</p> <p><b>(受領証の交付)</b></p> <p><b>第13条</b> 当社は、お客様より有価証券等の寄託を受入れる場合、受領証を交付します。</p> <p><b>2</b> お客様より寄託を受ける有価証券について、無効または流通に支障のある時は、当該有価証券の寄託の受入れを行いません。</p> <p><b>3</b> 金融商品取引所に上場されていない有価証券は、寄託の受入れを行わない場合があります。</p> <p><b>第14条～第17条</b> (省 略)</p>

新	旧
<p><u>い場合、前項の各種確認や資料提出の依頼に対し何ら回答なく指定された期限が経過した場合、その他お客様がこの約款に違反し又はお客様等情報もしくは具体的な取引の内容等に照らし、お客様との取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、入出金を含む取引の一部又は全部を制限又は停止することがあります。</u></p> <p><b>3</b> <u>第 1 項に定める各種確認や資料提出の依頼に対するお客様の回答及び提出資料の内容、具体的な取引の内容、お客様の説明内容その他の事情を考慮して、当社が国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、又は経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、入出金を含む取引の一部又は全部を制限又は停止することがあります。</u></p> <p><b>4</b> <u>第 2 項及び第 3 項に定めるいずれの取引の制限等についても、お客様からの合理的な説明等に基づき、取引の制限等をした事由が解消されたと当社が認める場合は、取引の制限等を解除します。</u></p> <p>(解約)  <b>第 18 条</b>  次に掲げる場合は、契約は解除されます。  <b>1・2</b> ( 現行どおり )  ( 削 除 )</p> <p><b>3～8</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>9</b> <u>お客様の事情により、当社が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が完了できないとき、又はお客様より前条に定める確認又は資料の提出がないとき</u></p> <p><b>10</b> <u>お客様の口座が国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はその恐れがあると合理的に認められる</u></p>	<p>(解約)  <b>第 18 条</b>  次に掲げる場合は、契約は解除されます。  <b>1・2</b> ( 省 略 )  <b>3</b> <u>第 27 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u>  <b>4～9</b> ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>とき</u></p> <p>(この約款の変更)</p> <p><b>第 27 条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p>	<p>(この約款の変更)</p> <p><b>第 27 条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>

外国証券取引口座約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p><b>(契約の解除)</b></p> <p><b>第29条</b></p> <p>次に掲げる場合は、契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 100px;">(削除)</p> <p>(3)～(6) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第32条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><b>(契約の解除)</b></p> <p><b>第29条</b></p> <p>次に掲げる場合は、契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>第32条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しない場合</u></p> <p><u>(4)～(7)</u> (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第32条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとしします。</u></p> <p><u>(※) 付 則</u></p> <p><u>この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の実施日から施行する。</u></p>

株式等振替決済口座管理約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p>権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)</p> <p><b>第16条の2</b> <u>当社が、お客様による権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上場株券等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</u></p> <p><u>1 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする</u>こと</p> <p><u>2 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること(需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。)及び本件貸借取引(前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。)に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること</u></p> <p><u>3 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とする</u>こと</p> <p><u>4 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>5 お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</u></p> <p><u>6 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</u></p> <p><u>7 第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。</u></p> <p><u>1 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき</u></p> <p><u>2 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき</u></p> <p><u>3 租税公課の滞納により差押えを受けたとき</u></p> <p><u>4 支払を停止したとき</u></p> <p><u>5 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が發送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が發送されたとき</u></p>	

新	旧
<p><u>6 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p><u>7 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</u></p> <p><u>8 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき</u></p> <p><u>3 第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。</u></p> <p><u>4 お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</u></p> <p><u>5 お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。</u></p> <p><u>6 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）</u></p>	

新	旧
<p><u>7 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</u></p> <p><b>(解約等)</b>  <b>第38条</b>          次に掲げる場合は、契約は解除されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>1～4 ( 現行どおり )          ( 削 除 )</p> <p><u>5～8</u> ( 現行どおり )</p> <p>2～4 ( 現行どおり )</p> <p><b>(この約款の変更)</b>  <b>第44条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p>	<p><b>(解約等)</b>  <b>第38条</b>          次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>1～4 ( 現行どおり )</p> <p>5 お客様が第44条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p><u>6～9</u> ( 現行どおり )</p> <p>2～4 ( 現行どおり )</p> <p><b>(この約款の変更)</b>  <b>第44条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>



特定口座に係る上場株式等保管委託約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p>(約款の変更)</p> <p><b>第16条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p><b>第16条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p>

特定管理口座約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p>(約款の変更)</p> <p><b>第 9 条</b> <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p><b>第 9 条</b> <u>当社は、この約款の内容が変更される場合は、お客様にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p> <p><u>2 前項の通知は、その内容がお客様の従来の権利を制限し若しくはお客様に新たな義務を課すものではない場合又はその変更内容が軽微である場合は、当社ホームページの掲載によって代えることができるものとします。</u></p>

特定口座に係る上場株式等受領委任に関する約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p><b>(約款の変更)</b>  <b>第8条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p>	<p><b>(約款の変更)</b>  <b>第8条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとして。</u></p>

非課税上場株式等管理約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p><b>(契約の解除)</b></p> <p><b>第11条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1) ～ (4) ( 現行どおり )</p> <p>(5) ( 削 除 )</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第13条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p>	<p><b>(契約の解除)</b></p> <p><b>第11条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1) ～ (4) ( 省 略 )</p> <p><u>(5) お客様がこの約款の変更に同意されないとき</u></p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第13条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。<u>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲載するなど当社が定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申出がないときは、約款の変更にご同意いただいたものとみなして取り扱うものとします。</u></p>